境　港　総合静脈物流拠点整備計画（案）

平成２２年２月　境港管理組合

境港　総合静脈物流拠点整備計画

【　目　次　】

１．概要

（１）基本的な考え方 ―――――――――――――――――――――― ２

（２）取扱循環資源 ―――――――――――――――――――――― ６

（３）関連リサイクル計画 ―――――――――――――――――――― ８

２．施設計画および重点整備施設

（１）循環資源に係る港湾施設利用方針―――――――――――――― ９

（２）施設計画及び重点整備施設 ―――――――――――――――― １０

（３）海上輸送計画 ―――――――――――――――― １５

（４）陸上輸送計画 ―――――――――――――――― １５

３．今後の取組等について

（１）港湾管理者の取組 ―――――――――――――――――――― １６

（２）港湾計画 ―――――――――――――――――――― １６

（３）港湾管理 ―――――――――――――――――――― １７

（４）地域等の取り組み ―――――――――――――――――――― １９

１．概要

（１）基本的な考え方

①当該港湾の現況と将来計画

境港は、山陰地方のほぼ中央、弓ヶ浜半島の先端に位置し、境水道を挟んで北側の島根半島を天然の防波堤として、往古より日本海交通の要衝として栄えてきた山陰随一の良港である。

地理的には敦賀･下関両港のほぼ中央に位置し、阪神・山陽・九州の各経済圏とも密接な関係を有するのみならず、対大陸貿易の拠点として格好の位置を占めることから、戦前は日本海国内航路の要衝として､また対岸貿易港として大いに繁栄した。さらに戦後の本格的な修築工事により港勢が拡大し、山陰地域の物流拠点として、昭和２６年に重要港湾に指定された。昭和３３年には、港湾管理者として、鳥取・島根両県協定による境港管理組合が発足し、港湾整備五箇年計画をもとに、地域内工業開発と対外貿易を主な目的として港湾整備が進められてきた。

本港の背後地域は、昭和４１年に中海地区新産業都市に指定され、以後、工業団地の形成が進められ、境港においても、背後地域の産業・経済を支える国内流通拠点港湾、また隠岐諸島を結ぶフェリー・旅客輸送の拠点として、積極的な港湾整備、振興がなされた。

平成元年には、外貿コンテナ定期航路が開設され、さらに平成１６年には水深１４ｍの多目的国際ターミナルや江島大橋が相次いで供用開始され、平成２１年には、国際定期貨客船が就航する等、国際港湾として拠点性が高まりつつある。

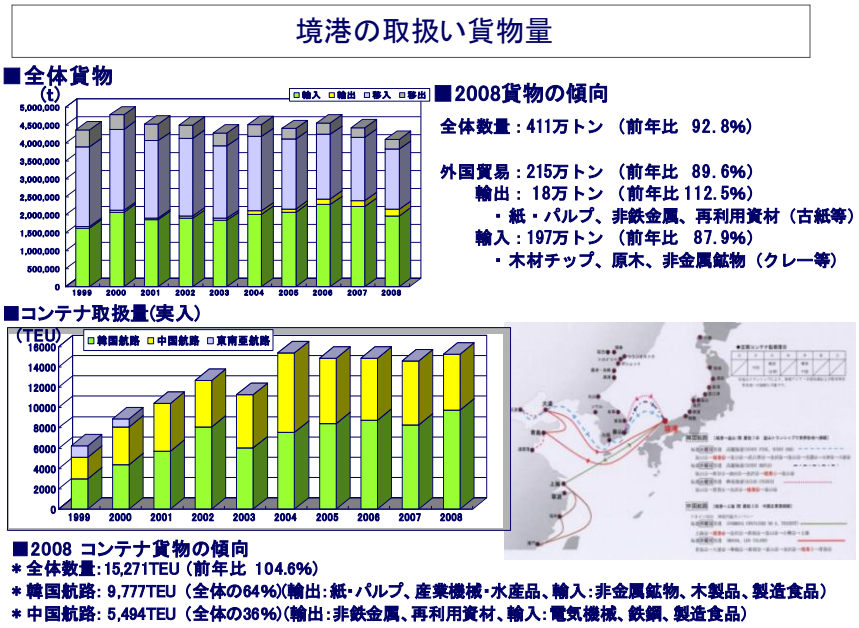

平成２０年の港湾取扱貨物量は、外貿２１５万トン（うちコンテナ１６万トン）、内貿１９６万トン（うちフェリー１２万トン）、合計４１１万トンとなっており、利用旅客数は、１３万人である。

境港の背後圏は、山陰地域における経済・産業・文化の中枢として発展しており、地域の産業・生活を支える物流・交流拠点としてその役割が期待されている。

そのため、境港では、多目的国際ターミナルや江島大橋の整備等により、国際物流拠点機能の強化を進めてきたところだが、さらに、背後圏の製造業の効率的な原材料調達を目的とした船舶の大型化への対応、循環資源の取扱等の新たな利用ニーズへの対応や使いやすい港づくりを促進することが、背後圏の産業の国際競争力強化に資する上で重要である。

境港では現在、金属くず、廃タイヤ等の循環資源取扱量が増加傾向にあり、循環型社会を目指し、循環資源物流の推進を積極的に行っている。平成 20 年には、国が主体となって「静脈物流拠点の整備に関する検討委員会」で調査を行い、循環資源の取扱いについて潜在的需要のあることを明らかにした。

・背後地域では、ＲＰＦ燃料を使用するボイラーが稼働している。

・現在、燃料の運搬は海上輸送は、一部であるが、今後は環境負荷等も考慮し、港湾を利用した海上輸送にモーダルシフトしていく予定。

・金属くずにおいては、輸出国の拡大が見込まれ、循環資源の港湾取扱量の増大が見込まれている。

平成 21 年度には「境港リサイクルポート準備協議会」において調査を行い、現状と将来の動向について、分析を行い、取扱品目の貨物量・取扱方法を明らかにし、施設配置について、計画を行った。

境港における循環資源の潜在取扱量

循環資源の取扱実績（陸上含む）の現状並びに地元リサイクル関連企業へのインタビュー結果を踏まえ、平成25年の境港における循環資源の潜在取扱量に関する予測を行った。
循環資源関連の港湾貨物は現状の約3万3千トンから、約13万7千トンにまで増加することが見込まれる。さらに鉄くず約5万トン・古紙1万2千トンの増加により約19万9千トンとなる。

【循環資源取扱量の現状：平成19年実績】

≪単位：トン≫				平成19年実績
移出	港湾貨物	金属屑		10,743
		廃プラスチック		1,500
		古紙類		5,403
		カレット		1,986
		タイヤチップ		4,621
		再利用資材		8,889
	小計			33,142
	陸送貨物	金属屑		58,257
	小計			58,257
中計				91,399
移入	陸送貨物	廃プラスチック		1,680
		RPF原料		8,000
		タイヤ		3,000
		木屑		3,000
	小計			15,680
中計				15,680
循環資源合計				107,079
うち、海上取扱貨物合計				33,142

【循環資源取扱量の予測：平成25年予測】

≪単位：トン≫			平成25年予測値	備考
移出	港湾貨物	金属屑	85,743	・新規施設分75,000トン含む
		化成品（リサイクル品）	3,000	・地元企業の余剰能力分720トンを含む（マテリアル）
		RPF	18,000	・地元企業の輸出分（バイオマスボイラー分除く）
		古紙類	5,403	・H19年度と変化無しと想定
		カレット	1,986	
		タイヤチップ	4,621	
		再利用資材	8,889	
	小計		127,642	・94,500トン増
	陸送貨物	金属屑	58,257	・H19年度と変化無しと想定
	小計		58,257	・振り替えは想定せず
中計			185,899	
移入	港湾貨物	廃プラスチック	3,000	・地元企業余剰能力分（マテリアルリサイクル向け）
		RPF原料	4,000	・地元企業バイオマスボイラーの余剰能力分6,500トン全量含む
		タイヤ	1,500	
		木屑	1,000	
	小計		9,500	・原料移入の純増分
移入	陸送貨物	廃プラスチック	1,680	・マテリアルリサイクル向け
		RPF原料	8,000	・全量が地元企業バイオマスボイラー向け
		タイヤ	3,000	・地元企業分含む
		木屑	3,000	
	小計		15,680	・振り替えは想定せず
中計			25,180	・9,500トン増
循環資源合計			211,079	
うち、海上取扱貨物合計			137,142	・数値はインタビュー結果等を踏まえた予測値

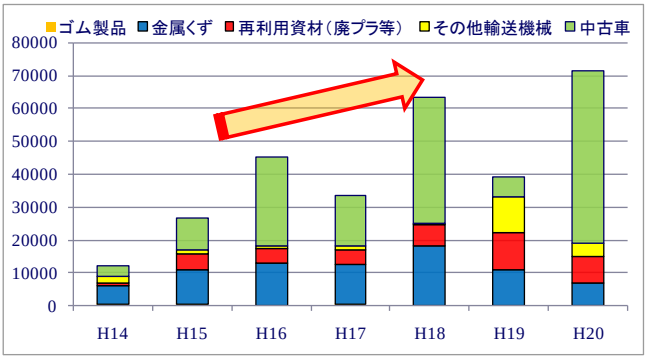

境港における循環資源取り扱いの現状と将来動向

	現状		将来	
	内貿	外貿	内貿	外貿
バラ貨物	・ゴムチップ	・金属屑 ・中古車 ・中古自転車等	・金属屑 ・ゴムチップ ・RPF ・木くず ・古紙類 ・廃プラスチック	・金属屑 ・中古車 ・中古自転車等
コンテナ貨物		・古紙 ・廃プラ ・化成品	・化成品	・古紙 ・廃プラ ・化成品
合計	1万3千 t		17万1千 t	

＊RPFとは、廃プラスチック・紙くず・繊維くず等から製造される固形燃料で、石油・石炭に変わる燃料として利用されています。

②関係自治体の廃棄物、リサイクル対策の取り組み状況

境港市を抱える鳥取県では環境立県への取り組みを進めており、平成17年2月に「鳥取県環境基本計画」を改訂し、3年間の短期目標を掲げたアクションプログラムを作成した。リサイクル率の数値目標及び、リサイクルビジネスの創出等、目標を達成するための具体的な施策を提示し、県庁のISOと連動させ、進行管理を行った。その結果、学習参加者や県内環境教育施設利用者の目標達成、ＩＳＯやＴＥＡＳの認証取得者数が、615件（目標600件）など、連携、協同による環境立県としての取組に成果があった。さらに、リサイクルビジネスの創出は、事業の拡大を含めて51事業（目標30事業）と目標達成し、循環を基調とする経済社会システムの実現にむけて進展している。

さらに、平成 23 年 3 月までの 3 年間環境先進県に向けた次世代プログラムを作成し、地球温暖化防止や循環型社会づくりなど、わが国をリードする環境先進県を目指し、県民との協働により環境活動を推進している。

鳥取県内において、「環境」をキーワードとして、これまでに培われた技術や企業誘致による技術の集積、技術革新による新技術の産業化をすすめ、次世代へつながる鳥取県の社会成長を実現する「とっとり発グリーンニューディール」において、平成２１年就航した国際定期貨客船等港湾を生かした物流の優位性が着目されている。

・とっとり発グリーンニューディールへの対応

社会環境

- ○ 主な交通手段を自動車に依存。
- ○ 無料高速道路の開通や環日本海ﾌｪﾘｰ航路の開設・航空機材の大型化など物流の優位性が向上中。
- ○ 新エネルギー（風力、小水力、地熱、波力等）による発電可能な地域が多数存在。
- ○ 県東・中・西部に それぞれ池・湖を有し、これまで水質浄化技術の研究が進められてきたところ。
- ○ 豊かな森林資源や竹林の増大から、木質系バイオマス資源（ﾍﾟﾚｯﾄ、ﾊﾞｲｵｴﾀﾉｰﾙ原料）が豊富に存在。

③リサイクルにおける当該港湾の役割

境港は、対大陸貿易の拠点として格好の地歩を占めており、現在も韓国、中国、台湾、ロシア等との対岸貿易が増加している。「とっとり発グリーンニューディール」において、特に平成２１年就航した国際定期貨客船等港湾を生かした物流の優位性が着目されている。

また、日本海沿岸流通の拠点として発展してきた港である。循環型社会システムの構築の面からも、環境に優しく、低コストで大量輸送できる海上輸送が脚光を浴びていることから、リサイクル貨物の国際静脈物流拠点としてのポテンシャルは高く、併せて日本海沿岸の国内静脈物流拠点となりうる。

・広域的ネットワークの形成による流動性の向上

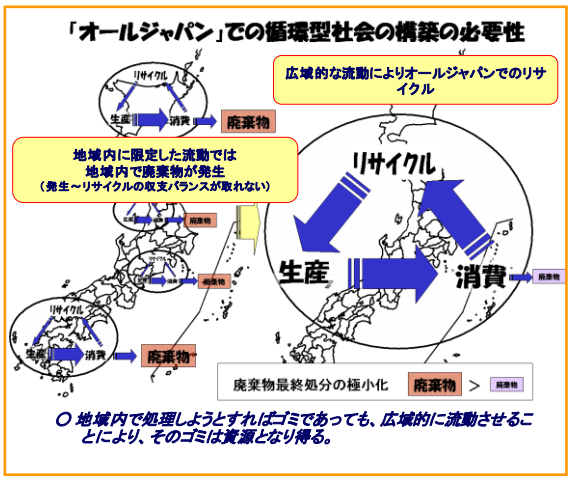

港湾管理者である境港管理組合では、平成２０年静脈物流拠点の整備に関する検討委員会に続き、平成 21 年度有識者・リサイクル業者等による、境港リサイクルポート準備協議会において、検討を行った。そして、リサイクル貨物の特性に合わせた地域として、外港昭和南地区、外港竹内地区、江島地区として設定した。各地域において循環資源である、金属くず、ゴムチップ、古紙、廃プラスチック、RPF 等を取扱品目の特性、地域の特性等を勘案し、利用岸壁・野積み場を配置し、効率的な港湾利用を促進し、拠点港の港湾施設の利用促進を強力に進めることとしている。

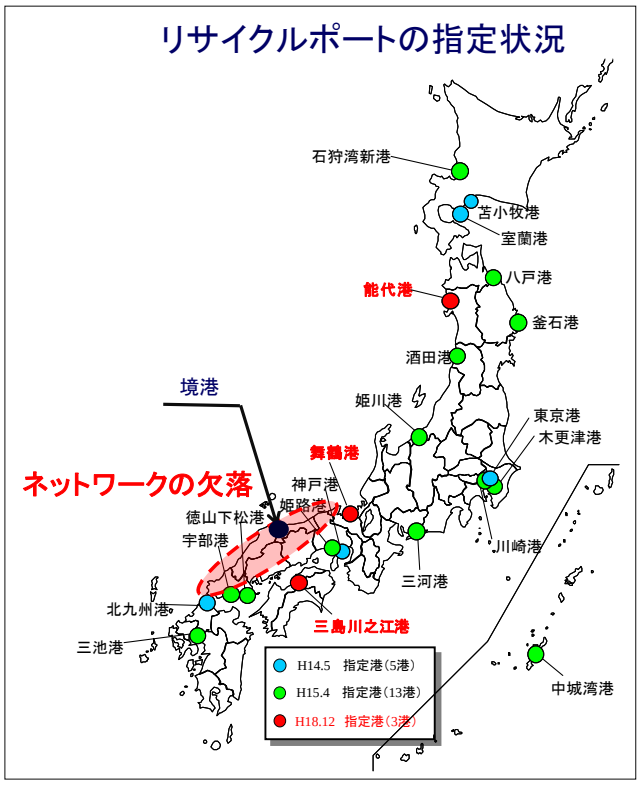

（２）取扱循環資源

①循環資源の港湾取扱貨物量

平成２１年８～９月に企業からの聞き取りを行い、港湾貨物として取り扱われる循環資源は、以下の通りであった。

また、取扱品目毎の、現状と将来の輸送方法についても、動向を調査した結果、以下の通りであった。

境港における循環資源取り扱いの現状と将来動向

	現　状		将　来	
	内　貿	外　貿	内　貿	外　貿
バラ貨物	・ゴムチップ	・金属屑 ・中古車 ・中古自転車等	・金属屑 ・ゴムチップ ・RPF ・木くず ・古紙類 ・廃プラスチック	・金属屑 ・中古車 ・中古自転車等
コンテナ貨物		・古紙 ・廃プラ ・化成品	・化成品	・古紙 ・廃プラ ・化成品
合計	1万3千 t		17万1千 t	

＊RPFとは、廃プラスチック・紙くず・繊維くず等から製造される固形燃料で、石油・石炭に変わる燃料として利用されています。

また、それらを品目毎に仕分けした表が次のとおりである。

表－１　循環資源の港湾取り扱い貨物量年間取扱処理量

リサイクル事業名	循環資源の種類	年間取扱量(トン) 上段:現状、下段:計画 輸出	輸入	移出	移入	仕向港
金属リサイクル事業	金属くず	9,700				中国・韓国
		101,500		9,000		東南アジア・インド
化成品製造	化成品	60				韓国
		1,200				全国
RPF製造	RPF					
				27,200		全国
廃プラスチックリサイクル事業	廃プラスチック	620				中国・韓国
		620				台湾
古紙リサイクル事業	古紙類	2,400				中国・韓国
		4,200				台湾・未定
ゴムリサイクル事業	タイヤチップ				500	中国地方・近畿・四国
					15,500	中部・関東
木材リサイクル事業	木くず					
					11,400	国内
合計		12,780	－	－	500	
		107,520	－	36,200	26,900	

＊上段は、現在の取り扱い貨物量

下段は、将来の取り扱い貨物量

②積替保管施設（循環資源取扱支援施設）

境港で実施されるリサイクル事業により、積み替え保管施設（循環資源取扱支援施設）を利用する循環資源は、以下のとおりである。

表－２積み替え保管施設（循環資源取扱支援施設）を必要とする貨物

リサイクル事業名	循環資源の種類	年間取扱量（トン）		取り扱い場所	
		現状	計画	当面の対応	将来の対応
金属リサイクル事業	金属くず	9,700	110,500	昭和南8号・9号野積場	昭和南8号・9号野積場 竹内8号野積場
RPF製造	RPF	－	27,200	竹内7号・8号野積場 江島4号野積場	竹内7号・8号野積場 江島4号野積場
古紙リサイクル事業	古紙類	－	1,800	竹内7号・8号野積場	竹内7号・8号野積場
ゴムリサイクル事業	ゴムチップ	500	15,500	昭和南3号野積場	昭和南3号野積場
木材リサイクル事業	木くず	－	11,400	江島4号野積場	江島4号野積場
計		10,200	166,400		

なおバラ貨物の特性は、次のとおり。

循環資源に係るバラ貨物の特性

	写　真	特　　徴	環境への配慮
金属屑		・重くてかさばる ・景観 ・大型クレーンが必要	○ ・散乱防止や保管施設保全のための仮囲い・敷鉄板等が必要。
木くず		・軽いがかさばる ・景観	○ ・飛散防止対応が必要な場合がある。
ゴムチップ		・小片	△ ・飛散防止が必要な場合がある。
古紙		・雨水・排水対策が必要	― ・梱包により問題がない。
廃プラスチック		・軽量 ・パッケージングされた運搬	△ ・梱包状態により飛散防止が必要な場合がある。
RPF		・製品は数センチ程度の粒状 ・軽量	△ ・梱包状態により飛散防止が必要な場合がある。
化成品		・製品のため取り扱いに注意を要する。	― ・製品のため問題ない。

（３）関連リサイクル計画

表－１、表－２の取組を実現する取組としては、次のとおりである。

○循環資源取扱支援施設の整備

積み替えヤードの整備として、必要に応じ、荷崩れ防止・飛散防止・他の貨物との区域割を行うための柵・囲い等の整備を考える。

区画割、荷崩れ防止等のための柵の例

２．施設計画および重点整備施設

（１）循環資源に係る港湾施設利用方針

境港での循環資源に係る港湾施設利用方針は、次のとおり。

循環資源に係る港湾施設利用方針

（1）基本方針

○取り扱い品目（金属くず、ゴムチップ、古紙、廃プラスチック、RPF等）の特性を勘案し、リサイクル貨物を扱う岸壁を配置し、効率的な港湾利用を促進する。 ○配置にあたっては、港湾管理の状況や地域の特性を勘案し、周辺環境への配慮を行う。 ○循環資源の取り扱いのニーズの増加及び今後の港湾整備の進め方を考慮した上で、当面の対応と将来の対応を図る。

（2）当面の対応（　現在の港湾施設の利用　）

【外港昭和南地区】 ・野積場　約4，000m2 ・岸壁直背後の野積場使用	【外港竹内地区】 ・野積場　約5，000m2 ・岸壁直背後の野積場使用	【江島地区】 ・野積場　約1，500m2 ・岸壁直背後の野積場使用

（3）将来の対応（　将来の港湾施設の整備を考慮　）

○外港中野地区　新規岸壁完成 ○リサイクル貨物の増大 ○ 外港竹内地区新規岸壁建設		
【外港昭和南地区】 ・野積場　約8，000m2 ・岸壁直背後の野積場使用	【外港竹内地区】 ・野積場　約5，000m2 ・岸壁直背後の野積場使用 （新規岸壁完成後） ・野積場　約5，000m2追加	【江島地区】 ・野積場　約3，000m2 ・岸壁直背後の野積場使用

（２）施設計画及び重点整備施設

境港で実施されるリサイクル事業における静脈物流において活用する港湾施設は、港湾施設の利用方針に基づき、取扱品目の特性・地域の特性等勘案し、外港昭和南地区、外港竹内地区、江島地区を輸送に関わる施設に位置付けるものとする。

将来の対応（境港全体図）

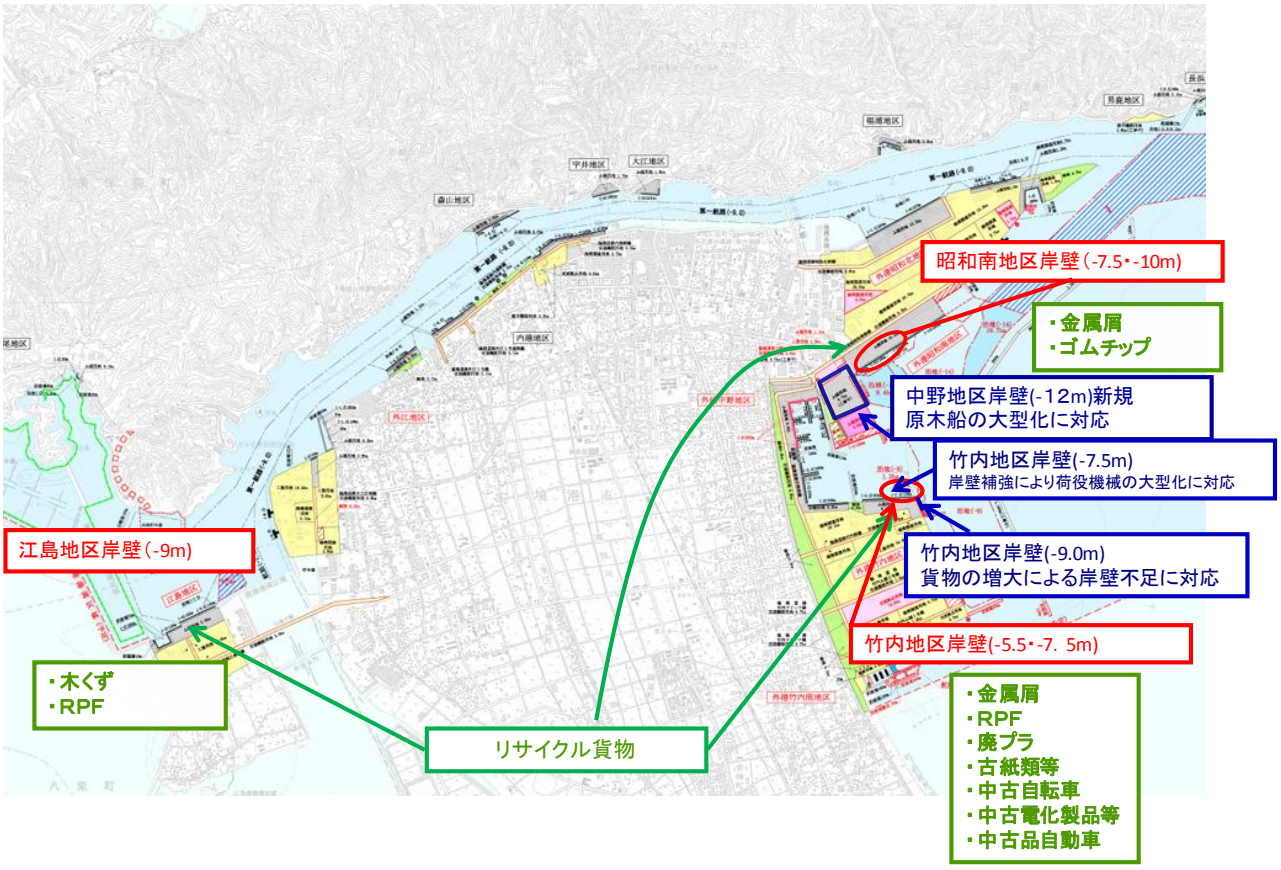

・竹内地区岸壁（-7.5m）は、荷役機械の大型化に対応するため補強に着手し、利用促進を図る。
・中野地区岸壁（-12m）が完成すると、現在原木が、利用していた野積み場に空きスペースができ多くの貨物に利用可能となる。
・さらなる循環資源の伸びを勘案し、竹内地区岸壁（－９m）に着手する。

資源を取り扱うための係留施設及び保管・積み替えのためのヤードは次表のとおり。

表－３循環資源を取り扱うための係留施設

番号	施設名	区分	状況	水深（m）	延長（m）	事業主体	事業費	概要
1	外港昭和南地区1号岸壁	公共	既設	−14	280	―	―	
2	外港昭和南地区2号岸壁	公共	既設	−10	185	―	―	
3	外港昭和南地区3号岸壁	公共	既設	−7.5	130	―	―	
4	外港竹内地区3号岸壁	公共	既設	−5.5	100	―	―	
5	外港竹内地区4号岸壁	公共	既設	−7.5	130	境港管理組合	1.3億円	荷役機械の大型化に対応する補強を行い、利用促進をはかる
6	外港竹内地区岸壁(−9.0m)	公共	新設	−9	160	境港管理組合	16.3億円	循環資源の増加を勘案して着手する
7	江島地区1号岸壁	公共	既設	−9	165	―	―	

表－４保管・積み替えのためのヤード

番号	施設名	区分	状況	当面の対応 m2	将来の対応 m2	事業主体	事業費	概要
8・10	昭和南3・9号野積場	公共	既設	4000	8,000	―	―	
9	昭和南8号野積場	公共	既設	2500	4,500	―	―	
11	竹内7号野積場	公共	既設	2000		―	―	
12	竹内8号野積場	公共	既設	3000	8,000	―	―	
13	江島4号野積場	公共	既設	1500	3,000	―	―	

循環資源を取り扱うための係留施設、保管・積み替えのためのヤード　位置図

外港昭和南地区、外港竹内地区、江島地区の岸壁・保管施設は、次図のとおり。

＜外港昭和南地区＞

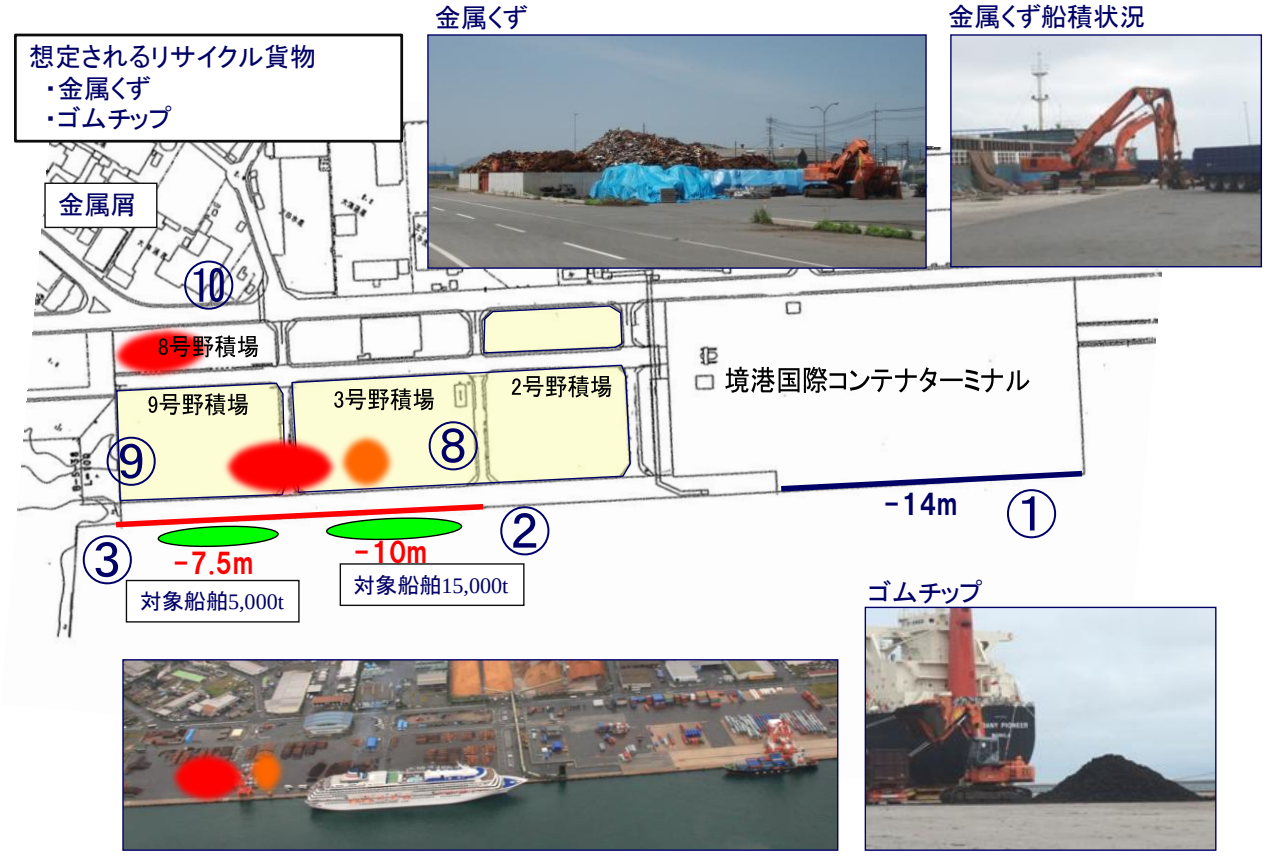

＜外港竹内地区＞

RPF原料梱包状態
RPF製品積込状態
想定されるリサイクル貨物
・金属くず
・RPF
・廃プラスチック
・古紙類等
・中古自転車
・中古電化製品等
・中古自動車
対象船舶2,000t
④
対象船舶5,000t
⑤
対象船舶10,000t
-5.5m
-7.5m
-9.0m
L=160m
6号野積場
⑫
7号野積場
8号野積場
⑪
⑥
・中古自転車
・中古電化製品等
・RPF
・廃プラスチック
・古紙類等
・中古自動車
金属屑
新規岸壁
リサイクル貨物の
増加に対応
金属くず
中古電化製品等（冷蔵庫・洗濯機・テレビ）
中古自転車
中古自動車

＜江島地区＞

（３）海上輸送計画

境港で実施されるリサイクル事業による循環資源の海上輸送計画は、次のとおりである。

表―５海上輸送計画

リサイクル事業名	循環資源の種類	荷姿	取扱施設番号	航路			運航船舶		
				運航ルート	定期・不定期	運航頻度	船種	船型	輸送船社
金属リサイクル事業	金属くず	バラ	②③⑥	中国・韓国・東南アジア インド	不定期	3ヶ月程度／隻	貨物船	5000～10000DWT	
化成品製造	化成品	コンテナ	①		不定期		コンテナ船	3000～13000DWT	神原汽船、高麗海運 興亜海運
RPF製造	RPF	バラ	④⑤⑦		不定期		貨物船	3000DWT	
廃プラスチックリサイクル事業	廃プラスチック	バラ・コンテナ	①④⑤⑦	中国・韓国・台湾	不定期		貨物船・コンテナ船	3000～13000DWT	神原汽船、高麗海運 興亜海運
古紙リサイクル事業	古紙類	バラ・コンテナ	①④⑤⑦	中国・韓国・台湾	不定期		貨物船・コンテナ船	3000～13000DWT	神原汽船、高麗海運 興亜海運
ゴムリサイクル事業	ゴムチップ	バラ	②		不定期	6ヶ月／隻	貨物船	1000DWT	
木材リサイクル事業	木くず	バラ	⑦		不定期		貨物船	3000DWT	

（４）陸上輸送計画

境港で実施されるリサイクル事業による循環資源の陸上輸送路は、次のとおりである。

（アンケート結果）

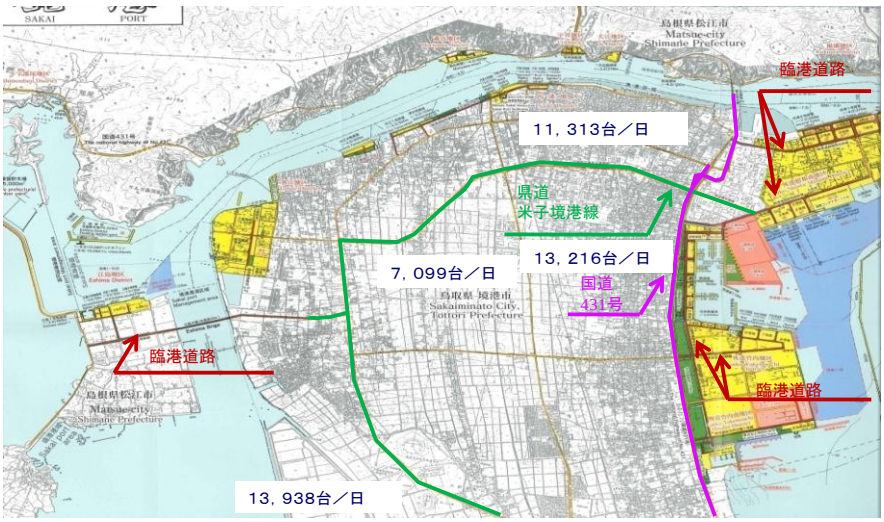

・境港への輸送経路は、既存の国道・県道であり、今後の交通量を考慮しても周辺環境への影響は少ない。

・なお海上輸送への転換により二酸化炭素の排出縮減の効果が期待される。

３．今後の取組等について

（１）港湾管理者の取組

・平成 22 年度指定に向けて、平成 22 年 3 月から国等関係機関に働き掛けを行う。
・循環資源のニーズの増加等勘案し岸壁等の港湾施設整備を行う。
・「境港リサイクルポート準備協議会」を「境港リサイクルポート推進協議会(仮称)」に改組するとともに、今後、増大する循環資源に対応した効率的な物流拠点として、中海圏のリサイクル企業の活動を支援するため、海上輸送を活かした「国内外」の「資源循環ネットワーク」との連携強化を進めていく。

（２）港湾計画

平成１７年７月の港湾計画の改訂において、循環資源の取扱増大に対応するため外港竹内地区に新規岸壁を計画しており、循環資源への対応の位置づけを行っている。

＜港湾計画抜粋＞

外港竹内地区
特殊品や雑工業品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。
水深９ｍ　岸壁１バース　延長１６０ｍ

＊港湾計画とは、港湾法第 3 条の 3 に規定された計画で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画。

港湾計画図

（３）港湾管理

○管理の原則

・公共ふ頭は、特定の１社が排他的に常時使用するものではなく、複数社が利用できることが前提。

・上記とは別に防災拠点として、物資輸送基地の役割を有する。

○境港における循環資源取扱の規制（廃金属、廃タイヤ等循環資源に係る荷役作業取扱要領）を緩和する。

○境港における循環資源取り扱いの規制（廃金属、廃タイヤ等循環資源に係る荷役作業取扱要領）

1. 対象貨物

① 廃金属、廃タイヤ、廃プラスチック、廃家電製品
② ①のほか循環資源と認められるもの

2. 対象地区

① 外港竹内地区6号野積場、7号野積場、8号野積場
② 外港昭和南地区3号野積場、9号野積場

3. 荷役作業の遵守事項

① 本船へ積込む貨物または陸揚げした貨物の陸置きについては、積込みまたは陸揚げの日を含めて5日間までとする。
② 岸壁エプロン部は、本船への積込みまたは本船からの陸揚げ作業時のみ使用可能とする。
③ 油流出等により施設を汚損する恐れのあるものの陸置きは認めない。ただし、適切な対策をとることにより、あらかじめ港湾管理委員会が認めた場合はこの限りではない。
④ 野積みの高さは3m以内とする。
⑤ 飛散の恐れがあるものについては、野積みした貨物の全面をシートで覆うこと。
⑥ 油流出等により施設を汚染した場合は、直ちに港湾管理委員会に報告するとともに、指示に従い防除措置及び清掃を行うこと。
⑦ 荷役作業後は作業による影響範囲を清掃すること。
⑧ 港湾施設周辺の環境保全に努力するとともに、周辺住民等と調整の必要が生じた場合は、当事者で責任をもって解決すること。

⇩

○陸置き期間（５日間）

・積み出しまでの集荷期間と積込期間を考慮して２ヶ月程度を基本とする（企業ﾋｱﾘﾝｸﾞ）。（船での積み出し（輸出・移出）を想定している貨物）

○野積み高さ（３ｍ）

・飛散、荷崩れしない範囲で品目毎に決定。

⇩

○「境港リサイクルポート推進協議会（仮称）」の枠組みの中で調整する。

・港湾管理者と港湾利用者とで適宜運用と調整を行う。

○外港昭和南地区 3 号岸壁等の許可等に関する取扱は、災害時における物資受入施設としての重要性を考慮して、取扱のとおり、適宜、指示から 5 日以内に撤去する。

○外港昭和南地区3号岸壁等の許可等に関する取扱い

1. 目的
   ① 耐震性を強化して建設した外港昭和南3号岸壁の大規模な地震発生直後の使用を確保することを目的とする。
2. 対象施設
   ① 外港昭和南地区　3号耐震岸壁（延長130m）、9号野積場（3号耐震岸壁延長130mの背後）
3. 野積場使用許可基準
   ① 野積場許可期間は1ヶ月間までを限度とする。
   ② 管理組合から撤去等の指示があった場合には、5日以内にすべて撤去しなければならない。
   ③ 移動用資機材を昭和南地区に常時配置すること。あるいは、移動に関する契約等を行い移動手段を確保していること。

（４）地域等のとりくみ

１）「境港リサイクルポート推進協議会（仮称）」を設立

○地域の港湾を利用する企業や団体が中心となって「リサイクルポート推進協議会(仮称)」を設立し、今後、増大する循環資源に対応した効率的な物流拠点として、中海圏のリサイクル企業の活動を支援するため、海上輸送を活かした「国内外」の「資源循環ネットワーク」との連携強化を進めていくものである。

○既に指定されたリサイクルポートと物流ネットワークの構築・情報港湾を行い、連携して静脈物流拠点づくりを進めていく。

○「リサイクル推進協議会」（全国組織）への加盟を行う。

○境港における循環型資源の取扱いに係る事項の運用と調整を行う。

・規制緩和策について、適宜、運用と調整を行う。

○組織案は次のとおり

『境港リサイクルポート推進協議会（仮称）』

１．事業の目的

会員相互の連携により、広域的かつ総合的な見地から協議し、循環資源型社会の構築及びリサイクルポートの形成を推進することを目的とする。

２．設立時期（予定）

平成２２年度

３．事業内容

①情報収集

②企業動向及び岸壁・野積場の利用調整

③企業間連携・他港との連携にむけた情報の共有化・情報発信

４．設立メンバー（案）

・リサイクル関連企業

・商工会議所

・行政

国土交通省

鳥取県

島根県

境港市

境港管理組合

2）リサイクルポートとの広域連携の試行

○今後、リサイクルポートの運用をふまえて、既に指定されたリサイクルポートとの連携を試行する。

他港の状況・連携（能代港・酒田港・姫川港・舞鶴港・北九州港・宇部港・徳山下松港）

黒字：静脈物流（既存）
赤字：静脈物流（計画）

港　名	内貿 移入	内貿 移出	外貿 輸入	外貿 輸出
能代港	木くず 汚染土壌	石炭灰 燃料用廃プラスチック	排脱石膏 廃自動車 廃電子基盤	鉄くず 金属くず
酒田港	廃木材 汚泥 廃自動車 オートバイ 自販機	石炭灰 自動車部品 廃タイヤ 鉄スクラップ 非鉄スクラップ 廃プラスチック 古紙 無焼成レンガ		自動車部品 廃タイヤ 金属スクラップ 廃プラスチック 自動車ガラ 廃家電 廃パソコン 廃遊戯機器
姫川港	石炭灰 スラグ カラミ 排脱石膏 木くず	セメント		
舞鶴港	木くずペレット RPF	建設資材		金属（鉄） 紙 プラスチックペレット
徳山下松港	現状では陸上輸送での取扱いである。今後新規の展開に伴い、海上輸送増加が見込まれている。 セメント原燃料化（高炉スラグ・石炭灰・汚泥・廃プラ等） 一般廃棄物のゴミ固形燃料化 焼却灰のセメント原料化 ペットボトル等ポリエステル製品原料化リサイクル			
宇部港	石炭灰 高炉スラグ 廃プラスチック 副産石膏 鉄くず 廃タイヤ 廃木材 汚染土壌			
北九州港	金属くず 建設混合廃棄物 木くず 廃自動車 その他		金属くず	金属くず 再利用資材

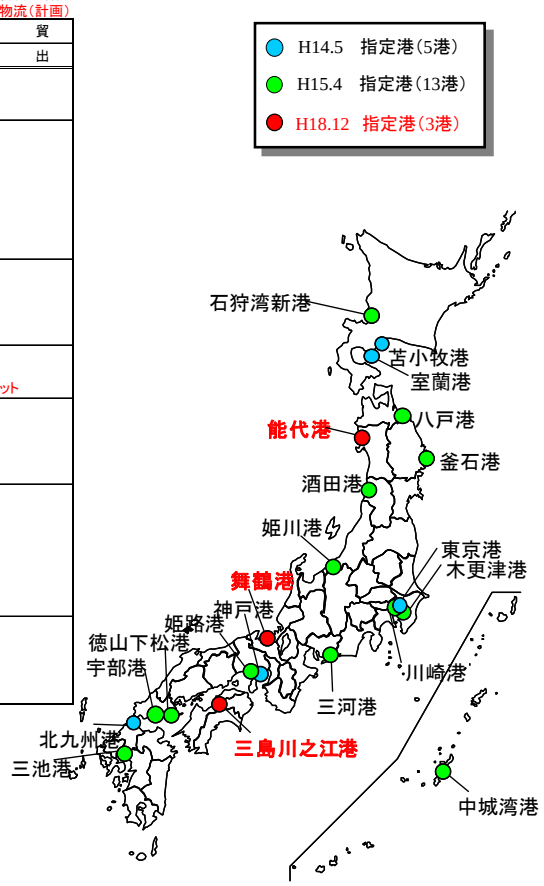

・現在他港とのリサイクル燃料の取扱を試行中である。

３）支援制度の活用

○国・県・市等で行われている支援制度を活用し、事業推進を行う。
その一例を次に挙げる。

・港湾整備事業【国土交通省】
・港湾機能高度化施設整備事業【国土交通省】
・循環型社会形成推進交付金【環境省】
・廃棄物処理における温暖化対策事業循環型社会形成推進【環境省】
・中小企業・ベンチャー挑戦支援事業のうち実用化研究開発事業【経済産業省】
・環境産業支援資金【鳥取県】
・企業立地支援策【境港市】